

目玉資料の紹介に向けられたものであるから、全体の8割近くが「新味のない焼き直し的なもの」と被控訴人が認識したというのは苦し紛れの弁解にすぎない。

なお、被控訴人における控訴人担当記者となっていた編集委員の証人名城知二朗（以下「名城」という。）は第181回原稿の書き換えを指示したというが、いかなる書き換えを想定していたのかの証言がなく、「過去の経緯というか、そういうものを踏まえた形での判断です」（5頁）という曖昧模糊とした話しかしていない。そのような中で、控訴人は、第181回原稿の書き換えの必要性につき納得できなかったのである。

結局、被控訴人は、控訴人に対し、『沖縄戦ショウダウン』からの証言の引用はいかなる形でも許さないという一方的な命令をしたにすぎず、合理的な理由もなく第181回の掲載を拒否したというべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は本判決主文第1項(1)の限度で理由があるから認めすべきであり、その余は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおりである。

#### 2 爭点①（原稿不掲載の債務不履行該当性）について

(1) 上記前提事実に、下記各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 控訴人は、平成18年12月28日をもって被控訴人の「琉球新報」に『戦争を生き残った者の記録』の連載を終えた後、平成19年4月ころまで、被控訴人の池間聰編集委員との間で、新連載『パンドラの箱を開ける時』に関する打合せをしていた（控訴人本人、弁論の全趣旨）。

イ 平成19年4月ころ、被控訴人における控訴人の担当記者が前泊に交代となった。そして、控訴人は、同年5月中旬ころ、前泊から、担当記者が代わった旨の連絡を受け、その後何度か、前泊との間で新連載に関する打

合せを行った。控訴人は、同月21日より前までに『パンドラの箱を開ける時』の第1回の原稿と、複数の資料を前泊に対して交付した。その資料の中には、控訴人が作成した『沖縄戦ショウダウン』の資料のほか、『沖縄方面陸軍作戦』の資料、初出の資料である『第77歩兵師団アクション・リポート』の資料等があった。(控訴人本人、弁論の全趣旨)

ウ 控訴人は、平成19年5月26日から同年6月16日まで、「琉球新報」の夕刊紙上に『パンドラの箱を開ける時』の「はじめに」及び第1章「死ぬ時、生きる時」の第1話「みんないなくなつた—伊江島戦」①ないし⑭の連載をした。第1回「はじめに」においては、「第2話「慶良間で何が起きたのか」の内容について、集団自決についてのアメリカ兵の目撃者や事件の主人公達の知られざる証言を基に事件の核心を突くものになる旨記載し、第2話の内容についてある程度説明していた。控訴人は、第4回(伊江島戦③)の半ば前から第7回(伊江島戦⑥)の半ば過ぎまで、4日間にわたり、自ら連載した『沖縄戦ショウダウン』に掲載したシャレス伍長の日記の邦訳のうち、第6回から第8回までに掲載した部分を、そのまま記載した。なお、控訴人は、この記載部分に、『沖縄戦ショウダウン』に掲載したもの引用する等の注意書きをしなかった。(乙1の6～1の8、3の4～3の7)

エ 控訴人は、平成19年6月17日、前泊に対し、同月19日から開始となる第2話「慶良間で何が起きたのか」(慶良間編)の最初の5回分の素原稿(原判決別紙1)を、「イスラエルの東端に」及び「ニューヨーク・タイムズ」という2つのファイルに分けて、電子メールに添付して送信した。なお、上記送信に係る慶良間編の「グレン・シャレス伍長は語る」の直後の「潮が満ち」以下から末尾の「本当のことを話してやった。」までの記載が『沖縄戦ショウダウン』の第1回半ば過ぎ「潮が満ち」以下から第3回半ば前「本当のことを話してやった。」までの記載とほぼ同一であ

ったが、控訴人は、慶良間編の『沖縄戦ショウダウン』と同一の記載部分にも、引用する等の注意書きはしなかった。(甲3の1・2、乙1の1～1の3、4、弁論の全趣旨)

オ 前泊は、平成19年6月18日ころ、控訴人を被控訴人の本社へ呼び出し、前泊、枝川のほか、被控訴人の玻名城泰山編集局次長（以下「玻名城」という。）及び上間了論説委員長（以下「上間」という。）の4名が控訴人と面会した。その中で、前泊らは、控訴人とのやり取りの末、「第2話の掲載を認めない。」と伝えたところ、控訴人は、「これは言論弾圧であって許せない。記者会見を開いてでも告発したい。」と述べた。なお、この話合いの際、控訴人も前泊らも、集団自決の軍命説について言及することはなかった。その後、控訴人が実際に記者会見をすることもなかった。

（以上、甲1、証人枝川、控訴人本人）

カ その後、被控訴人における控訴人の担当記者が前泊から玉城常邦社会部長（以下「玉城」という。）に交代したこともあり、控訴人は、『パンドラの箱を開ける時』の連載を再開することとし、平成19年10月16日から、第2話を「軍政府チームは何をしたか」と改題し、「第1章」の表題を削除して、「琉球新報」夕刊紙上における『パンドラの箱を開ける時』の連載を再開した（証人名城、控訴人本人、弁論の全趣旨）。

控訴人は、同日の第2話第1回の冒頭部分の一節に、「『パンドラの箱』の物語の順序も中身もちょっと変更を加えることにしたのでこれもご了解お願いしたい。だが、読者が「あっ」と驚く話が続くことに何ら変わりはない。」と記載した（甲5）。

キ 控訴人は、平成20年8月13日までに、『パンドラの箱を開ける時』第12話（第176回）までの連載をした（乙5の1、弁論の全趣旨）。

控訴人は、再開後の連載記事においても、引用記事が何かを文中で明示して過去の自身の著作を引用する場合もあれば（書籍化されている『沖縄

戦トップシークレット』を引用した第3話⑥につき甲26の6, 30の2, 平成14年6月に「琉球新報」紙上に連載した『戦争の時, 平和の時』を要約した第4話につき甲17の1, 18の1~18の10), 明示をしない場合もあった(第9話⑨⑩につき甲27の9・10, 28等)。

ク 控訴人は、平成20年8月14日から同月19日まで、『パンドラの箱を開ける時』第13話「最終章—そして人生は続く」第180回までの連載をした(乙5の1~4)。

控訴人は、同月19日正午前ころ、被控訴人に対し、連載の最終回とするつもりで第181回の原稿を送付した(乙6, 証人名城)。

第181回の原稿の内容は、原判決別紙2のとおりであり、『沖縄戦ショウダウン』、「沖縄タイムス」に連載された宮城晴美の『母の遺言』、「産経新聞」に掲載された照屋昇雄の証言等を要約したものが記載され、最後に、赤松隊長の2通の手紙を紹介して、「これで、パンドラの箱を閉じる。パンドラの箱に残ったの、それは人間の真実だ。(おわり)」とするものであった(乙6, 弁論の全趣旨)。

ケ 玉城を引き継いで控訴人の担当記者となっていた名城編集委員は、第181回の原稿の内容が、連載が中断される原因となった『沖縄戦ショウダウン』の内容を冒頭から紹介し、更に「沖縄タイムス」や「産経新聞」に掲載された記事を紹介する内容で、「全体の8割近くが新味のない焼き直し的なものである」と考えて、枝川に相談の上、過去の原稿を蒸し返すような内容の記事の掲載はできないことを確認し、控訴人に対し、過去の経緯等を踏まえた形の判断であるから原稿を書き換えてほしい旨を連絡したが、控訴人は書き換えるつもりがない旨述べた。被控訴人は、平成20年8月20日の「琉球新報」夕刊紙上に第181回の原稿を掲載せず、代わりに、『パンドラの箱を開ける時』の連載は第180回をもって終了した旨のおことわり記事を掲載した。(甲44, 証人枝川, 証人名城, 弁論の

全趣旨)

コ(ア) 控訴人が『パンドラの箱を開ける時』の連載開始の準備をしていたころの平成19年3月30日、文部科学省は、平成20年度から使用される高校教科書の検定結果を公表し、日本史教科書では沖縄戦の「集団自決」（集団死）で日本軍による自決命令や強要があったとする5社、7冊の教科書に「沖縄戦の実態について誤解する恐れがある」として修正を求める初の検定意見を付した（甲10、弁論の全趣旨）。

(イ) 被控訴人は、翌日である平成19年3月31日の「琉球新報」朝刊1面で上記検定意見のニュースを大きく報じ（甲10）、社会面において、「体験者、県民の思いは、国の大きな意志にまたも踏みにじられた。」と評し（甲13）、社説において、「沖縄戦の実相歪めないか」という見出しで、「歴史の受け止め方は人それぞれ」としながらも、「国が歴史についての考え方を押し付けて」いるとの懸念を示し、「多数の住民を巻き込んだ沖縄戦については、きちんと検証し、教科書に記述して、伝えていくことが重要」との意見を付した（甲11、弁論の全趣旨）。

(ウ) 被控訴人は、平成19年6月5日の「琉球新報」朝刊の社説において、県議会で上記検定意見の撤回を求める意見書が全会一致では可決されない方向にあることを受けて、県議会の冒頭で提案されて全会一致で可決されるかどうかを県民が注視している旨記載し、同月11日の「琉球新報」朝刊の社説では、同月9日に主催者発表で3500人が集まったという県民大会の決議を受けて、県民のこれだけは絶対に譲れないという一線を見たとして、歴史的事実と真正面から向き合ってほしい旨記載し、同月15日の「琉球新報」朝刊の社説では、「意見の撤回は県民の総意」との見出しを付け、その旨の意見を付した（甲12、弁論の全趣旨）。

(エ) 被控訴人は、その後も、平成19年7月5日の「琉球新報」朝刊の社